

保育所等保育施設の職員配置基準及び処遇の改善を求める意見書

子どもは、他の何ものにも代えることのできない大切な存在です。

しかし、近年、公立・私立に関わらず保育所等保育施設において、子どもの尊い命が失われるという事態が生じています。

保育施設での重大事故は、保育士等職員の人員不足が原因の一つとして起きたこともあります。

保育所の待機児童問題が発生し、保育施設が急増した一方で、一般的に給与水準が他業種より低く、業務量の多さに比べて処遇が低いことで人が集まらず人員不足が一層深刻化しており、一人ひとりの保育士等職員の努力では限界にきています。

コロナ禍の中、保育の質の維持・向上のために、精一杯働く保育士等職員が疲弊し職場を去ることのないよう、適切な配置基準に改善することとあわせて、安心して働き続けることのできる処遇に速やかに改善することが必要です。

保育施設の職員配置基準を少なくとも先進国並みの配置基準に改善し、また、保育士等職員の処遇を改善すべく、政府に対し次の通り求めます。

記

- 1 保育施設の職員配置基準を改善すること。
- 2 保育所等保育施設で働く職員の処遇を改善し、標準的な労働者の年収を確保するための予算を措置すること。また、正規職員としての就労を希望する非正規職員および会計年度任用職員の雇用安定を促すための支援策を講じること。
- 3 保育所等保育施設で働く職員の人員確保策を迅速に策定・実施すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和5年6月 26 日

立川市議会
議長 木原 宏